

平成27年5月28日開催

行政改革調査対策特別委員会資料

公の施設使用料の減免基準（素案）について

・・・ 1～3

公の施設使用料の減免基準（素案）について

1 減免基準の見直しの背景及び検討の経緯

- 公の施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき、地縁団体や少年スポーツ団体などに対し、50%又は100%の減免措置を行っている。
- こうした中、この間、施設管理者や市民から、減免基準の運用における課題等について、様々な声をお聴きしてきたため、昨年度以降、本基準の見直しを検討してきたところであり、指定管理者や施設利用団体との意見交換のほか、「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）の協議の中で、次のような実態が明らかとなった。

【減免基準の運用の実態】

- ・ 100%免除の対象団体が、複数の利用予約を入れたり直前にキャンセルするなどの事例が相次いでいる。
- ・ 減免措置の増加が、指定管理者の収支や運営に影響を及ぼしている。
- ・ 基準の解釈を巡り、利用者や施設管理者に戸惑いの声がある。

(検討の経過)

時 期	取組内容
平成 26 年 7 月～9 月	市政モニターアンケート（7 月 23 日～8 月 12 日） ・ 市政モニター424 人（無作為抽出）を対象に、一般市民の意見を把握 施設窓口アンケート（8 月 11 日～9 月 5 日） ・ 集会施設、体育施設（88 施設）の利用者の意見を把握
11 月	第 1 回懇談会の開催（11/18〔火〕） ・ 施設使用料の見直しの基本的な考え方について ・ 使用料の減免基準の現状と見直しの進め方について
12 月	第 2 回懇談会の開催（12/16〔火〕） ・ 減免基準見直しの論点について
平成 27 年 1 月	行政改革調査対策特別委員会 ・ 懇談会における検討経過について
3 月～4 月	第 3 回懇談会の開催（3/5〔木〕） ・ 減免基準の見直しの方向性について 第 4 回懇談会の開催（3/25〔水〕） ・ 懇談会における意見集約について 地域協議会、町内会長連絡協議会への説明 ・ 懇談会における検討経過について

(懇談会における主な意見)

- ・ 減免基準が分かりにくく、施設ごと、利用者ごとに解釈の違いが生じており、利用者は困惑している。
- ・ 使用料の100%免除の場合、キャンセルしても無料であるため、複数の予約を入れ、直前にキャンセルするなどの事案が相次いでおり、一般の人の利用を妨げている。
- ・ 減免の判断基準を「市民の福祉向上」や「青少年健全育成」とすると多くの団体が対象になる。公益性等を勘案し、減免の対象を限定する視点を明確にするべきである。
- ・ 青少年健全育成に資する利用を全て減免するのではなく、対象を限定すべきである。
- ・ 市の施策や地域への貢献度が高い町内会長連絡協議会等のほか、体育協会や地域のスポーツクラブに加入するなどの団体については、減免対象としてもよいのではないか。
- ・ 一定の団体から年間計画や収支計画等の提出を受け、減免団体としての登録証を発行する登録制を採用することで、減免の可否が分かりやすくなるのではないか。
- ・ 使用料の100%免除は市の主催事業等に限るべきであり、市民による利用は、市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないか。

(地域協議会、町内会長連絡協議会における主な意見)

- ・ 減免基準の見直しはよいと思うが、見直し後の減免基準の適用開始時期は、各団体の予算が決定される来年の春が望ましい。
- ・ 施設の利用促進には減免も必要である。
- ・ 地域住民が地域の施設を利用する場合には減免してほしい。
- ・ 登録制を導入する場合は、登録証の不正利用への対策が必要である。また、登録団体であっても利用目的により、減免の可否を判断するべきである。

2 課題の整理

市政モニター及び施設窓口におけるアンケートのほか、懇談会における協議結果等を踏まえ、現行の減免基準の課題を次の三点に整理した。

- ① 減免目的の再確認
- ② 明確な基準の策定
- ③ 基準の均一かつ円滑な運用

3 見直しの基本的な考え方

上記2の課題を踏まえ、懇談会における協議結果等を基に、以下のとおり減免基準見直しの基本的な考え方を整理した。

- ① 適切な負担により施設を利用してもらう観点から、利用者から使用料を徴することを基本とし、使用料の減免は、公益性等の観点から、支援が必要と認められる利用に限って実施する。
- ② 「減免対象者」、「減免対象とする利用目的」により、減免による支援が必要な範囲に限るものとし、これらの観点から、「減免を認める施設」も限定するものとする。(例えば、町内会等の地縁組織は、公民館分館等の地域密着型の施設等に限って減免を認めるなど。)
- ③ 「減免率」は、税による実施が基本と認められるものは100%免除、市民や各種団体による自発的な活動の側面を有するものは、市と利用者との折半する考え方から50%減額を基本とする。
- ④ 施設利用者と施設管理者にとって、減免対象となる利用か否かをより分かりやすくするため、減免対象団体等をあらかじめ審査した上で登録する、いわゆる「登録制」の導入を検討する。

4 今後の予定

- 減免基準見直しの基本的な考え方を基に、具体的な減免区分や減免率を追加した素案を作成し、地域協議会、各種利用団体等へ説明
- 減免基準の見直しに伴う規則等の制定又は改正

